

「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」の公表

本年3月30日に総務省の「ユビキタスネットワーク時代における電子タグの高度利活用に関する調査研究会」が、「電子タグの高度な利活用に向けた取組（最終報告）」において「電子タグの利用におけるプライバシー保護のためのガイドラインの枠組」を、また、3月16日に経済産業省が「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」を策定したことを受け、共通のガイドラインを作成すべく協議を続けてきました。

このたび、「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」として取りまとめられましたので、公表いたします。

電子タグは、ICチップとアンテナにより構成され、物品等に装着されるものであり、その中に当該物品等の識別情報その他の情報を記録し、使用されるものです。電波を利用することにより、遠隔から電子タグ内の情報を読み取ることが可能であるという固有の性質をもつことから、電子タグを通じて所持している物品の属性や固有番号等が、電子タグ内に個人情報を含む場合には個人情報等が、消費者が気付かないうちに、望まない形で読み取られる等のおそれがあります。

そのため、消費者のプライバシー保護の観点から適切な措置を講じることにより、電子タグが円滑に社会に受け入れられるようにすることが必要と考え、事業者、消費者団体等関係者のコンセンサスが得られる範囲において基本的考え方を取りまとめ、本ガイドラインが策定されました。

なお、両省は、本ガイドラインにつき、関係団体及び消費者等に広く周知を行います。

詳細は<http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040608_4.html>を参照してください。

(連絡先)

情報通信政策局技術政策課・研究推進室

担当 : 塩谷技術企画調整官、石川研究推進係長
電話 : (代表) 03-5253-5111 (内線) 5731
: (直通) 03-5253-5731
: (FAX) 03-5253-5732
: (E-mail) h.ishikawa@soumu.go.jp

電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン

第1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、電子タグの有用性を利活用しつつ、消費者の利益を確保し、電子タグが円滑に社会に受け入れられるようにするため、電子タグに関する消費者のプライバシー保護について業種間に共通する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

第2 ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインは、消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合に、当該電子タグ及び当該電子タグが装着された物品を取り扱う事業者が対応することが望ましい規則について定めるものである。

第3 電子タグが装着されていることの表示等

消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合には、事業者は、消費者に対して、当該物品に電子タグが装着されている事実、装着箇所、その性質及び当該電子タグに記録されている情報（以下「電子タグ情報」という。）についてあらかじめ説明し、若しくは掲示し、又は電子タグ情報の内容を消費者が認識できるように、当該物品又はその包装上に表示を行う必要がある。当該説明又は掲示は、店舗において行うなど消費者が認識できるように努める必要がある。

第4 電子タグの読み取りに関する消費者の最終的な選択権の留保

事業者は、消費者に物品が手交された後も当該物品に電子タグを装着しておく場合において、消費者が、当該電子タグの性質を理解した上で、当該電子タグの読み取りをできないようにすることを望むときは、消費者の選択により当該電子タグの読み取りができないようにすることを可能にするため、その方法についてあらかじめ説明し、若しくは掲示し、又は当該物品若しくはその包装の上に当該方法について表示を行う必要がある。

【電子タグの読み取りができないようにする方法の例】

- 1 アルミ箔で覆って遮断できる場合はアルミ箔で覆うなど電子タグと読取機との通信を遮断する。
- 2 電子タグ内の固有番号を含む全部若しくは消費者が選択する一部の情報を電磁的に消去し、又は当該情報を読み取ることを不可能にする。
- 3 電子タグ自体を取り外す。

第5 電子タグの社会的利益等に関する情報提供

事業者は、第4に基づき消費者が電子タグの読み取りをできないようにした場合であって、物品のリサイクルに必要な情報が失われることにより環境保全上の問題が生じ、又は自動車の修理履歴の情報が失われることにより安全への影響が生じる等、消費者利益又は社会的利益が損なわれる場合には、これらの利益が損なわれることについて表示その他の方法により消費者に対して情報を提供するよう努める必要がある。

第6 電子計算機に保存された個人情報データベース等と電子タグの情報を連係して用いる場合における取扱い

事業者が、電子タグに記録された情報のみでは特定の個人を識別できない場合においても、電子計算機に保存された個人情報データベース等と電子タグに記録された情報を容易に連係して用いることができるときであって、特定の個人を識別できるときにあっては、当該電子タグに記録された情報は個人情報保護法上の個人情報としての取扱いを受けることとなる。

※ 個人情報保護法上個人情報取扱事業者に係る義務（例示）

- 1 個人情報の利用目的関係
 - ・ 利用目的をできる限り特定
 - ・ 利用目的以外の利用は本人の同意が必要
- 2 個人情報の取得関係
 - ・ 個人情報の不正な取得の禁止
 - ・ 個人情報を取得した場合は、速やかに利用目的を本人に通知または公表

3 個人データの管理関係

- ・ 個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める
- ・ 個人データの漏えい、滅失、き損等の防止のため安全管理措置が必要
- ・ 個人データを第三者へ提供する場合は、本人の同意が必要

第7 電子タグ内に個人情報記録する場合における情報収集及び利用の制限

電子タグ内に個人情報記録して取り扱う事業者は、当該事業者が取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報を収集又は利用する場合は、当該電子タグ内に記録された個人情報に関して、利用目的を本人に通知し、又は公表するように努める必要がある。また、当該情報を利用目的以外に利用する場合には、消費者本人の同意を得るよう努める必要がある。

第8 電子タグ内に個人情報記録する場合における情報の正確性の確保

電子タグ内に個人情報記録して取り扱う事業者は、当該事業者が取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報を記録する場合は、当該電子タグ内に記録された個人情報に関して、次の事項を満たすよう努める必要がある。

- 1 電子タグ内に記録された個人情報を使用する目的と内容に照らし合わせて、正確かつ最新の内容に保つこと。
- 2 消費者の求めに応じて、当該消費者に係る電子タグ内に記録された情報及び電子タグの識別情報からひも付けされる当該消費者の個人情報を開示し、また当該消費者の求めに応じてこれらの情報の間違いを訂正すること。
- 3 電子タグ内に記録された情報の滅失、き損、改ざん及び漏えいを防止すること。

第9 情報管理者の設置

事業者は、電子タグに関するプライバシー保護に係る情報の適正な管理及び苦情の適切かつ迅速な処理を確保するため、これらに責任を有する情報管理者を設置し、連絡先を公表する必要がある。

第10 消費者に対する説明及び情報提供

事業者、事業者団体及び政府機関等の関係機関は、電子タグの利用目

的、性質、そのメリット・デメリット等に関して、消費者が正しい知識を持ち、自ら電子タグの取扱いについて意思決定ができるよう、情報提供を行う等、消費者の電子タグに対する理解を助けるよう努める必要がある。

ARIBからの
お知らせ

第54回規格会議開催のお知らせ

下記のとおり第54回規格会議を開催いたします。規格会議委員の皆様のご参加をお願いいたします。

- 1 日時 平成16年7月22日（木）午前10時から12時まで
- 2 場所 霞が関ビル プラザホール（1階）
東京都千代田区霞が関3-2-5

なお、議案はARIBホームページ (<http://www.arib.or.jp/>) の「[お知らせ](#)」に7月8日（木）頃掲載しますのでご参照ください。

第98回技術委員会（通信分野）が開催される

第98回技術委員会（通信分野）が開催されましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成16年6月23日（水）午後2時から3時50分まで
- 2 場所 当会第二会議室
- 3 議事概要
 - (1) 事務局から、GSC会合の結果についての報告があった。
 - (2) 事務局から「～空と海の無線スポットの実現に向けて～」の報告があった。
 - (3) 事務局から、第3世代移動通信システム（IMT-2000）の高度化方策に係る情報通信審議会一部答申等についての報告があった。
 - (4) 次回の技術委員会（通信分野）は8月25日（水）午後2時から開催することになった。

ARIBから桜田通りを東京タワー方面に15分程度歩いて行くと左手のビルの谷間にこんもりとした森が見えてきます。

「汽笛一声新橋を はや我汽車は離れたり 愛宕の山に入りのこる 月を旅路の友として♪」で有名な鉄道唱歌にでてくる愛宕山です。今は林立するビルのため、新橋駅から見ることはできませんが、当時は駅からよく見えたのでしょう。標高は海拔²⁶Mで、小高い丘のようですが、これでも東京²³区内では一番高い山だそうです。

この愛宕山は日本最初のラジオ放送が始まった地であり、「放送のふるさと」としても知られています。ラジオからテレビへ、さらに衛星放送、ハイビジョン、デジタル放送へと大きく進歩・発展してきた放送の原点がこの愛宕山にあると思うと感慨深いものがあります。

山頂には愛宕神社と共に、NHK放送博物館があり、放送の歴史を中心に展示しています。懐かしい映像を鑑賞したり、テレビなどで使われる映像や音声のしくみなどを体験することもできます。入場無料ですので、ARIBにお越しの節は一度立ち寄って見られたらいかがでしょう。

ついでに愛宕神社に参拝すれば、何か御利益があるかも知れません。ちなみにこの神社は火に関するもの（防火、防災）、印刷・コンピュータ・放送・通信に関するもの、商売繁盛、恋愛・結婚・縁結びなどに御利益があるそうです。

(N.K)

[ページの先頭に戻る ▲](#)